

平成21年
(仮称)自治基本条例検討連絡会議
会議概要記録

平成21年2月6日
新宿区議会

開会 午後 7時00分

辻山座長 それでは、時間になりましたので、第12回の検討連絡会議を開きます。

とはいうものの、これまでは議会の委員と行政の委員とで連絡会議をやってまいりました。きょうがフルメンバーで初めてということになりますので、12回でありますけれども、事実上スタートというふうになるかと思えます。

もう既に見ておわかりのとおり、6名の区民検討会議からの委員が参加されるということになりました。私、皆さん最初のごあいさついたしましたけれども、この三者の連絡検討会議で行司のようなことをさせていただく辻山と申します。

とはいうものの、西と東で戦う1対1の場合には行司が役に立ちますけれども、三つどもえになったときには、行司はどうするのかよくわかりませんので、これも試行錯誤ということになるかと思えますが、皆さんの御協力をお願いしたいと思います。

最初に、この事実上の検討連絡会議開始に当たって、私のほうから何かあれば述べよということなんですが、この行政と議会の連絡会議の第1回のときに、私が申し上げたことの中で、特に今日までまだ課題として残っていそうだなというような点を二、三点申し上げさせていただきます。

1つは、もう日に日にあちこちで基本条例の先行事例がふえている状況でございまして、皆さんも恐らく検討の過程では、いずれかの自治体のものを参照されたり、検討されたりと思いますが、ふえればふえるほど非常に条文全体が標準化してきているなという気がいたします。

そういう傾向の中で、どうやってこの東京特別区における自治基本条例というものを特色あるものとしてつくっていくかというようなこと、これはやはり最後までどこか念頭に置いておく必要があるのではないかと。

もちろん、そういう特色なんか出さなくたっていいという意見もおありかとは思いますが、自治の制度なんだからというようなことで、特色は出さなくていいという意見あるかと思えますが、いずれにせよ標準化しているということを念頭に置きながら、やはり個性的なものにしたいなということも検討してみたらどうか、これが1点目でございます。

2点目は、最初こう言ったんですね。東京23区は歴史的な沿革を引きずって、いわゆる普通の集落から形成されてきて、そして自治体政府と社会契約を結ぶ基礎的な地方公共団体、つまり普通地方公共団体としての性格を持っていない、そのことをこの基本条例の中でどう考えていくかということをお願いしました。

私、最近別のところで区の自治制度の研究会というものの座長を引き受けておまして、そこで区の自治について検討する機会がふえてまいりました。その中で、逆に東京23区という日本には例を見ないこの制度を前面に出していくことによって、他の一般市町村では実現できないような自治のありようというものを模索するというのも可能ではないかと。

つまり、何が何でも普通地方公共団体、一般の市並みということに目標を、標準を合わせるだけが選択肢ではないのかもしれないということも考えておまして、その点についても、これからの中で議論が出てくれば、お考えいただきたいということであります。

あとは、近隣関係といいたしましょうか、人々の地域でのつながりとか親睦とか、俗にコミュニティをどうするというような点について、どこまで踏み込んで書くかというようなことについての合意形成がやはり必要であろうというふうに思っています。

俗に親密圏と言われる領域にどこまで条例などの、いわば公権力というようなものが足を踏み込めるのかというふうな点も緊張感の高い課題だというふうに思っておりますので、その点も、これからは少し念頭に置いていただきたいなと思っております。

それから、最初のごときは、議会基本条例も一緒につくるんでしょうかというようなことを申し上げましたけれども、これは検討が議会のほうで進んでいるわけですね、議会基本条例。（「ぼちぼち」と呼ぶ者あり）ぼちぼちですか。

ということで、そのことも、いわゆる自治基本条例の中に議会の条項をどういうふうに入れていくのかというあたりで議会独自の基本条例との関係というのもきちっと整理していくということにしたいと考えております。

大体以上でございまして、あとは皆さんこれまでの検討の経過の中で、例えば最高規範性をどういうふうに表示しているのかとか、さまざまな論点があるかと思えますが、それはその都度検討していくことにいたします。

それでは、次に、ちょっと事務的なことですけれども、会議の進行について、これまで申し合わせてきた、ここの会で申し合わせ、簡単に紹介させていただいて、御了承いただきたいと思うんですが、会議は原則公開ということでやらせていただくということであります。ただし書きが、座長が必要と認めるときは非公開とすることができるとありますが、これはここの会議

での相談で、非公開にする場合もあり得るということでもあります。

それから、皆さんが御発言なさる際には、挙手をなさるなり、声をかけていただくなりですね、私のほうにちょっと注意を促していただいて、その後で発言をお願いしたいということを申し上げておきます。

3点目は、この会議で委員以外の方をお呼びして御意見を伺おうというような場合には、その出席を求めて委員の意見を聞くということができるといふうにしておこうということですので、ここで協議をしていただいて、こういう専門家の方、あるいはこういう学識の方に聞きたいというようなことがあれば、提案をしていただくということになります。

以上がここのですが、最後にきょうも傍聴の方おられますけれども、傍聴の方は一応会議の途中では発言ということをし控えていただくというルールにしたいなと思っております。ただ、これまでの検討連絡会議では、会議の最後に、決まり事ではないのですけれども、御意見があれば申し述べていただきますということで発言の機会は認めてまいりましたので、それはここでもそういうふうにしていこうかなと思っております。

以上でございますけれども、何がございませうか。異論、あるいはもっと追加すべきことがあったりとか、いいですか。（「ありません」と呼ぶ者あり）いいですかね。

それでは、そういうことで進行をさせていただくと。それ以外に、検討連絡会議の事務局のほうから何かここに申しおくことがあれば言ってください。

事務局 それでは、検討連絡会議の事務局のほうから幾つか申し上げさせていただきます。

まず、御発言の際ですが、発言される委員の方は、発言の前にお手元のマイクのスイッチ、要求のボタンになりますけれども、ボタンを押して御発言なされまして、発言が終了しましたら、終了のボタンを押してお切りいただきたいと思っております。

また、この検討連絡会議におきましては、発言者のお名前を記載した形で開催概要を作成しております。開催概要は区のホームページにある区議会のページで公開しているほか、今後は区役所1階の区政情報センターにて閲覧できるようにいたします。

引き続きまして、配付資料の御確認をさせていただきたいと思っております。

本日の配付資料ですが、次第のほか、資料1、検討連絡会議委員名簿、資料2、自治基本条例制定に向けたスケジュール、以上が配付資料となっております。

なお、本日酒井地域文化部長につきましては、所用のため欠席となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

事務局からは以上です。

辻山座長 御質問ございますか。なければ、早速、夜ですので、時間もないので、進めますが、きょうは先ほど来申し上げておりますように三者による初めての会議ということで、ありきたりではありますけれども、最初に自己紹介をして、それぞれ顔とお名前などを覚えていただくかと思っておりますが、私のほうから順序といいまししょうか、議員の委員の方、行政の委員の方、そしてきょう新しく加わった区民検討会議の委員の方の順番で行きたいと思っておりますので、じゃ、根本委員から。

根本委員 何を自己紹介したらいいんですか。

辻山座長 時間も無いから、名前と決意でも……

根本委員 こんばんは。事務局から何か発言の場合はいろいろな指示されて、かえって緊張しちゃうんじゃないかと思うんですけども、ここでざっくばらんな議論をしながらいい案をつくっていければというふうに思っていますので、どうぞ気楽にいきましょう。

私、特別委員会のほうの委員長ということで、小委員会の委員長を務めていまして、とりあえず検討連絡会議では副座長ということになっています。よろしく申し上げます。

山田委員 山田敏行です。どうぞよろしくお願いいたします。

佐原委員 委員の佐原たけしです。よろしくお願いいたします。

小松委員 小松政子です。よろしくお願いいたします。

あざみ委員 あざみ民栄です。よろしくお願いいたします。

久保委員 久保合介です。所属は民主党の会派ですが、私たちは全く超党派でやるということで、確認をしています。決意を一言申し上げますけれども、世界に通用する新宿区の条例をつくりたいというふうに思っています。

高橋委員 都市計画課長の高橋です。よろしくお願いいたします。

舟橋委員 柏木特別出張所長の舟橋でございます。よろしくお願いいたします。

藤牧委員 総務課長の藤牧功太郎と申します。総務の立場なんですけど、条例の制定とか区議会の御提案というようなことの事務も総務のほうで担当してございまして、庁舎管理とか総務一般のことと、あと文書法制係という係がございまして、いろんな立場の中でこれからこの条例案を検討していく中で、逐次法制的なところでいろいろと私どものほうでも内部検討しながらりっぱなものをつくれるように努力していきたいと思っております。

そういう意味で、ちょっと途中口うるさいみたいなこと申し上げるかもしれませんが、どうぞその点御容赦願いたいと存じます。よろしくお願いいたします。

野田委員 企画政策課長の野田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

猿橋委員 総合政策部長の猿橋と申します。私は区側の内部検討組織でございます専門部会の部会長とこの検討連絡会議での副座長を務めております。よろしくお願いいたします。

高野委員 四谷から来ました高野健です。一応区民のほうの世話人の代表ということでごあいさつします。一応みんな6人来ていますが、後ろにいっぱいついておりますので、余り自分の意見が言えないかもしれないので、先ほど根本委員から意見やりましょうとあったんですけども、その辺のところちょっと御配慮いただいて、極力発言するように頑張りますが、一応後ろにいるということだけはちょっと御確認していただきたいと思っておりました。よろしくお願いいたします。

井上委員 井上愛美です。今大学院の修士課程1年です。区民検討会議の代表であると同時に、新宿区の若者の代表であるという気持ちで参加したいと思っております。よろしくお願いいたします。

喜治委員 喜治賢次でございます。よろしくお願いいたします。私は、区民公募で応募いたしました、それでここに参加させていただくことになりました。

もう20年近く前なんですけど、新宿区役所の職員でお世話になっておりましたので、難しい言葉などを区民の皆さんと一緒にやわらかく砕いたり、あるいは区民の皆さんの意見をこういうところへうまくパイプ役みたいになれたらいいかなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

斉藤委員 斉藤です。よろしくお願いいたします。私は、区町連のほうから代表ということでこちらのほうに出るようになりました。よろしくお願いいたします。

私たち6名は、とりあえず代表は代表で出ているわけですけども、やはり議員の皆さんも区民の皆さんの代表ということをしよっていますので、ぜひすばらしい条例をつくっていきたく思います。よろしくお願いいたします。

野尻委員 私は若松地区協議会から代表で入れさせていただいております野尻信江と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

地区協議会では既に住民自治を進めておりますけれども、区民自治の発展にどうぞお力をおかしくさせていただきますようお願い申し上げます。

樋口委員 樋口蓉子と申します。私は区民検討会議の中でも、新宿NPOネットワーク協議会からの推薦ということで参加させていただいております。新宿区は大変NPOの活動の盛んなところで、これからの自治基本条例におきましてぜひそういったあたりを皆様とともに参加していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

辻山座長 ありがとうございます。

それでは、早速中身の議論を始めたいと思いますが、式次第を見ていただくとおわかりのように、本日は大きく2つのことについてお諮りをしたいというふうに思っています。

1つは、議会、行政及び区民検討会議それぞれの検討状況をここで確認しておこうということでございます。そのお話を聞いていただいた上で、いろいろとひっかかるところや議論しておきたいなと思うところがあればそこで少しフリートークの時間をとって、今後の検討課題を絞るときに役立てたいと考えておりますが、第2点目は、要するにそれぞれ三者から検討状況を報告していただいて、さて、それをどういうふうなやり方で練り上げていくのかという進め方の議論ですね、これ大変重要だと思っておりますが、この2つが主にきょうの議題ということになっております。ということで、最初の議題をやりましょう。それぞれの検討状況について御報告をいただくことにいたします。

最初に、議会のほうから……はい、どうぞ。

久保委員 自己紹介を議会から始めたんですから……

辻山座長 逆にしますか。

久保委員 逆にやっていただくのがいいと思います。

辻山座長 いいですか、こちらは。（「いいです」と呼ぶ者あり）準備はいいですか。

それでは、区民代表のほうからやっていただきますよう。

高野委員 座ってでよろしいですか。

辻山座長 どうぞ座ったままで。

高野委員 区民のほうの検討会議においては、一応10回やっております。12月に入りまして、この代表委員を決めるのに2回ほどエクステンション、エクステンションでやりまして、やっと皆さんが承認いただいたという状況なので、雑駁な話をしますと、一応新宿らしさとは何かとか、本当に何が盛り込まれたらいいのかという話し合いを含めながら、一応そのKJ法でいろいろポイントを出してきて、それを大きくくりにしてつくっていくと、それでそういう形で1つ項目を、1つ落ちつかせようということで、そのキーワードをその項目にとりあえず置いたと。

その項目が今やっとできてきて、そのキーワードを少し整理して、このキーワードはここじゃないや、ああだということで班編成で分けて、4班でそういうことを全部検討し合うと、そうすると、全部4つの、4通りの考え方があったり、あるいはみんな同じだったりという項目があったりしています。

その中で一応少し先に進んできたので、運営委員というか運営会というのを開催しまして、そこで今メンバー32人なんですけど、大体二十六、七人しか出席していないんですけども、その中の半分13名が運営委員になっておりまして、そこで運営をしていくという流れで動いています。

今回この6人のうち3人だけ運営委員に入っていないので、ほとんど16名近くが運営委員になってきているので、出席者より運営委員のほうのほうがもしかしたら大半を占めてしまう部分があるかと思いますが、一応そんな流れで、やっと作業的なところは項目がある程度なじんできたところが大体十数個あって、それから、これから項目をどこに落ちつかせようかとかというそういう項目がまだあります。

それと、それ以外に、1回これは、キーワードはこっちに外そうということで欄外になってしまったキーワードを、それを、せっかく出してきたものを見捨てることもできないので、じゃ、どうやってそれを持ち上げて、どこにおさめていくのかと言いながら、それをおさめていこうではないかということこれからやろうとしています。

その中で、やはり最初は重立った項目を、実は来週の月曜日その作業に入ります。それをやって初めてやっと何がどこに入って、どういう理念でどういうものを入れて、ここにはどういうふうな課題があるのかなとかということにこれから進めていくという状況なので、まだ今回のこの会議と同じように、初めの一步にまだ至っていないというか、ある程度の下地はできたというところの段階でございます。

辻山座長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆さんもこれまで参加されてきた感想とか、今後こうしたいというようなことが

あれば一言ずつでもお話ししていただければありがたいですけれども、井上委員からどうぞ。

井上委員 私が一番感じていることは、先日傍聴させていただいたときにも感想のところでも発言させていただいたんですけれども、同じキーワードに対する考え方、例えば外国人に対する考え方であっても、人によって異なっていたりするということがあるなということを感じていまして、この項目は入れたいという思いが同じでも、どのように記述していくかということに関しては議論をしていかなければならないなということを感じております。

以上です。

辻山座長 ありがとうございます。

それでは、喜治委員、お願いします。

喜治委員 私も同じ感想を持っておりまして、いろんな人たちが本当にいろんな意見持っているものだとびっくりしています。区民公募のほうから出てきている委員たちは、自分たちでもちょっと勉強会開こうよなんていって、このフォーマルな会とは別に集まって結構議論をしてみたりとか、そんなことをしたりもしています。

ただ、30万人から区民がいるわけですから、本当にいろんな人の意見をどうやって聞いていけばいいのかななんていうのがちょっと自分でも、どういうふうにしていくんだらうというのがちょっと、自分の中でも課題になっています。よろしくをお願いします。

齊藤委員 私は、実は1回目出て、2回目から8回目はずっと休みだったんですね。9回目に出たときに、余りにも進んでいないのでびっくりしました。まだまだ間に合うなと思いました。

私は町会、要するに区町連のほうの代表で来ていますから、一応区町連のほうの皆さんというお話を進めながらどのようにしていくかと。町会というのはほとんど区民の皆さんに一番近いところにあると思いますので、その辺の意見をどうにかうまく引っ張り出しなすばらしいものに持っていければというような感じがします。

9回、10回出て、こういう席に着くのは本当はおかしかったんですけれども、やはり町連という背中にしょっている看板が余りに大きいもので、頑張っここに入れてもらいました。

以上です。

辻山座長 ありがとうございます。

野尻委員 これの策定に至るプロセスが大変大切と思っております。初期の段階からいかに区民の方々一人でも多くの方々に情報をお伝えするかということですね。その都度お伝えしていくことによって、皆様の、より区民の方々に納得していただける条例ができるのではないかと考えております。

それで、あとはですね、決して多数決では決めないんですね、この区民検討会議の中では。あくまでも話し合いによっています。それで、その話し合いで全員の合意形成ができたところで次のステップということが今までなされておりますので、この会議でもなるべくそういうふうな方法で、多数決は避けていただきたいと思いますと思っております。

樋口委員 私も参加してみて、先ほど齊藤さんのほうから進んでいないとおっしゃいましたけれども、確かにそういう面はあります。でもその分、大変高野さんの仕切りもある意味民主的でして、皆さんのたくさんの意見が出て、その中で合意形成をとっていくということが大変難しく、でも運営会に参加する運営委員さんが13人いらっしゃる、本当にすぐにその場で手を挙げられてという中では、大変皆さん積極的にかかわっていらっしゃるということ、すごく私は感じております。

それから、私が出ているNPOネットワーク協議会も月に1度理事会を開いておりますけれども、必ずその区民検討会議の報告をしておりますし、次回の理事会では、今回のこの検討連絡会議の事務局をしていらっしゃる職員の方にもおいでいただいて、この状況をみんなで共有する中で、また意見を出していこうということを話し合っております。

以上です。

辻山座長 ありがとうございます。

さて、2番目どうしましょうか。どっちから行っても行政真ん中ですがけれども、行政の、議会

最後でいいですか。（「いつでも」と呼ぶ者あり）じゃ、行きましょう。

野田委員 それでは、専門部会の検討状況については、私のほうからその状況を御説明させていただきます。

まず、この専門部会ですけれども、行政のほうでは、この自治基本条例の具体的な検討を行うために、区長を委員長とする新宿区基本条例検討委員会という、こういう委員会を設置しております。そして、この基本条例に関する調査検討を専門的に行うためにその検討委員会に専門部会を設置して、このメンバー6人が構成メンバーとなっていると、そういうような状況でございます。

そして、専門部会では、現在、全部で6回部会を開催しております。初めに検討してきたことは条例の必要性についてでございます。これは区長の思いということでもありますけれども、区長はその自治を实践する仕組み、これが大事だということで、新宿区民会議や地区協議会、こういったところの設立に取り組んできたところですので、そのような自治の实践を積み重ねていく中で、やはり住民自治をより確かなものに位置づける必要性を感じたと、そして自治基本条例の制定に向け取り組むことが大事だというふうな認識を持っております。

そして、区の基本構想、総合計画におきましても、その自治基本条例の制定につきまして、基本目標である区民が自治の主役として考え、行動していけるまち、この実現を目指すための施策の一つとして掲げたとするものでございます。

そして、次に新宿区がどのような形の条例を目指すのかということについても議論いたしました。自治基本条例の定義という形では特にございませんけれども、現在自治基本条例と呼べる条例を制定している自治体、全国に100を超えていると言われておりますけれども、実はその類型、さまざまでございます。

議会に関することについては触れていない行政基本条例ですとか、あるいは名称はさまざまですけれども、市民参加条例あるいは市民協働推進条例、まちづくり基本条例、いわば個別条例的なもの、あるいは自治の理念を実現するための権利、運営、活動に関して全体を網羅したいいわゆる総合型の自治基本条例、こういったところに大別されますけれども、私ども部会の中では、総合型の自治基本条例の制定を目指していこうということで検討を進めることにいたしました。

そして、この条例の検討に当たっては、新宿区の基本構想の理念、これを前提にした自治基本条例を考えようということで進めている状況でございます。

それらのことを前提として、自治基本条例に盛り込むべき事項を考えた場合に、専門部会では、まず3つの大きな検討項目、それと課題があるのではないかと、そういったところを念頭に置いて検討を進めています。

1つ目の検討項目としては、区において地域分権をどうつくっていくのか。

具体的に申し上げれば、条例に地区協議会をどう位置づけるのか、自治の基本的単位をどこに置くのかというところの議論に入っている段階です。地区協議会に代表性を持たせるのか、その場合に、それをどう制度的に保障し、全体の合意をつくっていくのか、大まかな今論点整理を行っているという状況でございます。

そして、2つ目の検討項目といたしましては、住民投票の位置づけについてです。

住民投票につきましては、だれが、どの時点で、どのような形で区民の区政への参加が可能であるのか、こういったことをあらかじめ指定しておくものとして重要な課題としてとらえております。

ただ、自治体の重要な問題について住民による直接投票を定める住民投票につきましては、これを自治基本条例の中に盛り込むのか、個別条例としてつくっていくのか、そして自治基本条例の中に盛り込む場合に、投票の対象とすべき事項や選挙で選ばれた首長や議会との権限、こういったものをどう考えるのか。そして投票の結果の拘束力、こういったものについて現行の自治制度との関係において検討すべき多くの課題があると、そういう論点整理を始めているところでございます。

そして、最後に3つ目の大きな検討項目としては、区民の定義づけについてでございます。

この区民をどのように定義づけるのか、住民、住んでいる人に限るのか、新宿区で働き、学ぶ人を含めるのか、さらには区内で活動する人や事業者まで含めるのか、こういったところの論点でございます。

区民の定義については、専門部会では基本構想における区民の定義、新宿区に住む人々はもとより、新宿区で学び、働き、活動する人々、こういったところの定義、それを踏まえて検討していこうと、そういうような位置づけをしております。

以上、大きな3点をお話ししていきましても、自治基本条例を制定するに当たりまして

どのようなところが論点になるのかということで、まず大きな検討テーマについての議論に入ると、そういう状況でございます。

また、前回開催いたしました専門部会の中では、さらに前文の性格として、冒頭座長のほうからもお話ありましたけれども、特別区の置かれている現状を踏まえて、基礎自治体としての位置づけを前文に盛り込むのか否か、そういったところを議論する必要があるのではないかと、そういうようなところの意見が出されております。

この意見の趣旨としては、特別区が憲法上の地方公共団体と位置づけられるべきということをお前文にうたうかどうか、こういったところの議論をぜひやっというところで専門部会で議論をしている最中でございます。

私ども部会のほうではまさに最初に詰めるべき骨格みたいなところ、その議論に入ったところでございます。個別の条例の項目についてまだ十分な議論がなされておられませんけれども、今後専門部会のほうでは条例の大きな視点で論点となりそうな検討テーマと個別の項目の議論、これを並行して検討していきたい、このように考えております。

以上でございます。

辻山座長 ありがとうございます。

いずれの論点もやがて詰めていかなきゃいけないことは共通していると思いますので、まずは議会のほうの報告を受けてからにいたしましょう。

根本委員 議会のほうは、平成19年4月で改選になりまして、今15期という新しい期になったんですけれども、期になってすぐに自治・地方分権特別委員会というのを設置したんですけれども、そこで自治基本条例についてどうするのかという議論をかなりしまして、それで自治基本条例を議会としてもつくるという前提で研究しようと、調査研究しようというようなことで、それじゃ、どうやって調査研究するのかという議論をしながら、小委員会を設置しようと、その小委員会で細かい中身といいましょうか、議論を深めていこうということで、平成19年9月に特別委員会の中に小委員会を設置したんです。その小委員会のメンバーがこの6人で、自己紹介のときに会派は言いませんでしたけれども、各会派1名で6会派、全会派から出て、したがって意見は180度というか360度違うぐらいの意見をみんな持ち寄りながらスタートしたということなんです。

今まで28回続けてきまして、前半は今なぜ自治基本条例なのかと、なぜ自治基本条例をつくる必要があるのかとなかなかわかるようではわからないということがあって、そのことを相当議論してきました。大体合意したのは、やっぱり地方分権という地方分権改革推進委員会の中でも初めて最も身近な地方政府というような言葉も出て、そういう自治体として我々も自覚して、新宿区らしい自治というのを考えていかなきゃいけないんじゃないかというようなところで、じゃ、新宿らしい自治って何かというようなこと、それをぜひ考えていこうというようなことの議論をかなり重ねまして、それともう一つは、じゃ、それを行政のほうも自治基本条例をつくれますよと区長は所信表明しているわけですから、我々もその議論に入っているというところで、いろんな自治体でいえば、行政と区民、市民の皆さんで検討会議をつくって、そこでつくっていくということだけれども、じゃ、どうしようかということで、新宿区は我々も入って三者でどうだという議論で、それで大体普通は市民の皆さんからの提案を受けて、市長が条例案を出して、議会がそこからいろいろ意見を言い出すということで、これがまたずっと継続になってみたり、時間がかかるということじゃなくて、つくる過程から我々も一緒に議論に参加していこうというようなことで、まずは行政側と検討連絡会議の設置を提案して、議長と区長で検討連絡会議設置の協定書をつくったんです。

それで、ずっと10回ほど、昨年5月から、議会としては初めてなんですけれども、やったの、区民の皆さんに懇談会を呼びかけたというのは、ということをやって、その議論で、これもまた地域懇談会に出て我々6人がばらばらなこと言っていたんじゃないじゃ大変だからということで、相当議論しまして、だれが答弁しても大体答えは一致するような形、説明してもそうしようということで、ほぼ多分10回以上で、出られた方は議会のほうはほぼ一致した答弁をしているなというふうに思われたと思うんですが、そんなようなことを続けてきました。

それで、7月の区民検討会議がつくられた後は、我々も中身に入っていかなきゃいけないんじゃないかということで、中身に入ったところで議会としてはばらばらなことまた言っても大変なことになっちゃうということで、じゃ、何を議論するんだということで、主な盛り込むべき重要な項目を出してみようということで、大体皆さんと同じですけども、10項目、前文、総則、目的だとか、それからこう区民とはとかいうのをずっと出して、それを順番に議論していこうということで、今順番に議論してきているところです。

まだ議会とか執行機関とか幾つか、住民投票とかというのは、それから大事な地区協議会とかいうことはまだ残っているんですが、総則だとか、例えば区民とはというのはどういうふうを考えるかという議論とかいうのが大体基礎的なことでずっと今やっているところです。

今打ち合せしたところで、また13日あたりで大体議会とかについても触れてみるとかという一つずつずっと何回も何回も議論しているんですね。ということでやってきています。

ですから、この三者の連絡会議での中身の議論になったところでは、恐らくフリーにいろんな意見が我々も出させていただけると思うんですけども、そんなようなことをずっとやってきました。

それから、あとは、違うのとなれば、飯田市と多治見市、これがいろいろ特徴的な条例を持っているところで、おととしの12月、我々が特別委員会の中で小委員会設置して、議論始まってすぐにその2つのところに視察に行って、これなかなかいい勉強になりました。飯田市の市議会は、議会として条例を提案しているということもあって、感心して帰ってきたりしてきたんですが、この前は、2度目は、つい1月20日に上越市に行って、これもまた大変なもので、市議会の元議長さんがこんな分厚い本を出すぐらい熱心な方でして、これは、僕らは地域協議会という地区内分権の自治組織を新宿区でどう考えるのかという、そういうのを視察することができたということもあって、そんなような形で、我々の中の議論の考え方の統一みたいなことをずっと図ってきたというところでして、これから多分皆さん方と一緒に三者になりますけれども、一つのテーマでお互いにそれについてはという議論しながら、骨子案についてできるだけいいものができるように頑張っていきたい。

それから、前文と総則については、1回やってみようよということでやったんですけども、やっぱり重要な事項のところの議論をずっと全部やった後で新宿らしい前文というのはどんなものなのか、大体浮かび上がってきているんですけども、そんなようなことで、最後に議論しようとなっているんですけども、今のところはまだ前文についてはペンディングといいたほうがいいかな、温めているような状況です。

大体そんなようなことでして、これから精力的に皆さんと一緒に議論していきたいということでございます。

以上です。

辻山座長 ありがとうございます。

ほかの、何か議員の委員の方、補足なりございますか。行政の委員の方に聞かなくてすみませんね。一緒に、私はこういうことが論点だと思っているというようなことがあれば、補足で述べていただきたいと思っておりますけれども、大体いいですか。

それじゃ、こういうことで、こういうことでといっても、そう具体的にわかったわけではないんですけども、何せ紙がないというのがつらいですね、やっぱり。そのうちペーパーが出てくるのだろうというふうに思いますが、どうでしょうか、今のそれぞれのお話を伺って、ここはどうなんだろうか、あるいは共通のテーマだから、ちょっとそれぞれ意見出してみないかというような論点があれば、ちょっとフリーに議論していただきたいと思っておりますが、どうぞ。

樋口委員 その前にといいですか、今こちらの専門部会とこちらの議会のほうから、それぞれのお話は伺ったんですが、第12回ということは、2つのパートというか、が11回既に検討連絡会議をなさってきているということですね。

辻山座長 そうです。

樋口委員 そこでどういう話し合いがなされたのかというのをちょっとお聞きできたらと思ったんですが、といいますのは、区民検討会議の中で、既に2つの部門でやっていらっしゃるということ、そしてそこに後から6人の代表が入ることについて、どういうふうに区民の意見がそこに入って行くのだろうかというような、そういう心配というか、何かそういう意見が結構あったんですね。

別に私はそのことを申し上げたいということではないんですけども、それぞれの御発表の後にその11回なさっていらっしゃるものがどの辺まで今話し合いがなされているのかというのをちょっとお聞きしておきたいなと思ったんです。

辻山座長 これはだれが答えたらいいんでしょうね。私が言うんですか。

樋口委員 すみません、余計な質問でしたかしら。

辻山座長 いやいや、非常に大事なことなんです。つまり、もうこっちである程度のこと固まっているとすれば、臨み方違いますものね。

樋口委員 固まっているというか、それぞれの、今お話がどういうふうにその後というか、同時並行でかみ合ってきているのかというのをちょっとお聞きして……

辻山座長 なるほど。私がかわっていることだけ申し上げますと、今それぞれ議会と行政のほうからの検討状況、例えば項目などについて話されましたけれども、これはこの会議では初めて出たんです。

要するに、中身については大した議論はしていないんです。最初のうちは、やはり基本条例って何だろうというようなことは一、二回やったんです。あとは、区民検討会議のつくり方をどうしようとか、全体のスケジュールどうなんだとか、それから、そうですね、そういうことですね。委員を公募するに当たってどういう範囲でやるのとか、そういう事務的なことが大変もうございました。

ごめんなさい。そういう意味では、余り強く記憶がないのですよ、何を議論したっていう。ということで、印象からいえば、中身についてはまだ一度も踏み込んでいないということだと思います。皆さんで何かあれば。

久保委員 高野委員、それから野田委員、根本委員から簡潔にそれぞれ進行状況を話していただいて、ただこの時間内ではどうしても概要的になるのはしょうがない。しかし、本当にこれからこの会議が効率的にやっていくためには、それぞれの報告を具体的に文書にして各皆さんに、僕ら議会はわかる、行政のほうと区民の皆さんの検討を具体的に文書にしていだければ、僕らはそれをこの次の会議には勉強してこられるから、それはみんなお互いだと思うんですよ。そういうことをぜひ座長考えていただければ。

辻山座長 そうですね、そういう意味では、既に第2番目の議題に入っているわけですが、これからの進め方どうでしょうか、とてもそこは重要なところだと思います。

そういう意味では……

根本委員 その前に、樋口さんの今の質問にきちんと……

辻山座長 それでいいかどうかですね。

樋口委員 ええ、わかりました。

山田委員 今の質問はね、非常に大事なことだというふうに思うんです。我々が11回やってきたのは、座長から話があったように、要するに区民の参加をどういうふうな形で行っていかうとか、要するにそういう事務的な話なんですよ。

専門部会と議会は、それぞれ項目について、さっき報告があったようなことはそれぞれのところでやっていますけれども、ここでそれを突き合わせて、さて、どうしようかなんていうことは今までやったことないんです。それは、区民委員の皆さんが、区民会議の中でやってこられたのと同じで、これからお互いにそれぞれの考え方を出し合うということですから、きょうは12回ですけれども、実質的な討議ということでは第1回ということ、そういう理解をしていただいたほうがいいと思います、特別なことはやっていませんから。

辻山座長 よろしいでしょうか。

そうしたら、まずどうでしょう、最初にそれぞれの状況報告について御質問なりがあれば少し出していただいて、議論の糸口を見つけていこうと思いますけれども、どうですか、どなたでも、どうぞ。

喜治委員 ちょっと今の座長ではなく、もう一つ前の、11回でやったところでちょっと質問があるんですけどもいいでしょうか。

辻山座長 はい、どうぞ。いいですよ。

喜治委員 区民検討会議や、あるいは地区協議会の皆さんと話している中で、区民の検討委員32名を、16名の地区協議会や町連の代表の方々と、それから16名の公募の委員という構成にしていたら実際に公募がかけられたわけですけれども、ちょっと私うまく言えないんですけども、その16対16という比率は一体どうなんだろうかと。地区協議会や、町連や、いろんなところでいろんな人たちの意見を知っている人たちと、それから公募でばっと来た人との割合が、ちょうど16対16なので1対1みたいな形になっていて、それはいいんだとか、悪いんだとか、いろいろ何かそんなことも意見をしたりしていたものですから、この会議で何か経緯があってそういうふうにもし決められたんだとすれば、実はこんなことを考えて、こういうふうにしたんだよなんていう話をもし聞かせていただければ、今後、区民の皆さんにそういうことを言われたり、何かあったときに、こんなことらしいよとお話しできていいかなと思うんですけども。

辻山座長 確かに、それはここで議論した記憶はもちろんあります、大分前でしたけれども。これはどなたかがわかりやすく説明していただけるのだろうか。

猿橋委員 すみません、ちょっと私の記憶が間違っていたら後で御訂正いただきたいんですが、行政の立場としては、今回の自治基本条例の中に地区協議会の位置づけをある程度明確にしたいという、先ほど野田のほうから話がありましたが、そういう区長の思いがありまして、まず発想の根底には、地区協議会の位置づけを明確にするには、各地区の協議会から最低でも1名ずつは代表を出してもらわなきゃいけないだろうという発想がもともとあったんです。そうしますと、10地区で10名です。単純にいえばそういう話になります。

それから、地区の代表という形でいけば、当然町連からも出していただくこととなりますと、町連は大きくくりでいきますと、牛込と四谷と3地区に確かに大きい町連つくっていますから、それから3つ出していただく。単純にそういう発想なんです、数的な面で行きますと。

それと、NPOから出していただくという形で3つですから、全部合わせますと16という代表になりました。

それに対して、じゃ、公募枠をどの程度設けようかというのが、これは議会の皆さんと相当議論したんです、実は、その枠についてはですね。その中で、いや、もう公募枠は逆に頭上限定めずに何名でもいいじゃないかという議論もありましたし、いや、やはりそこはきちっとした枠を設定すべきだろうという議論もありました。

そういう中で、代表で選ばれてきた16人と頭をそろえたというのが経緯であります。私の理解ではそういうふうな理解ですが。

根本委員 ほぼ正確だというふうに思うんです。大体そういうことなんです。地区協議会を今性格をはっきりさせたいから10っていうふうに言ったのはどうかと思うんですけども、我々のほうでいうと、地区協議会が結成されてまだ日が浅いから、地区協議会の連絡会代表という形で3とか2とか5とかいうことに絞ることはできないだろうということになると、10地区協議会だから、各地区協議会から1名ずつ出してもらわなければならないなということで、それじゃ、町連も全町連から出てもらおうかということになると、これは大変なことになっちゃうんで、町会から出てもらおうということになると、そこで、じゃ、町会連合会というのはどういう単位になっているかということで、大きく3つの単位ということで、ここは歴史があるし、町会連合会の会合なんかもよくやっているから、大体3つということで、3つで大丈夫なんじゃないだろうか。

NPO法人は五百何十もあるということだけれども、全体で、新宿区のネットワークだと27ということは、大体町連の代表と同じような数というのが、大体今の話でいうと同じようなことなんですけれども、そんなようなことでしたよね。

それで、議会側でいうと、20名なのか40名なのか何名なのかって、それから代表制をとるのか、とらないのかとかという議論は相当この中でもやったんです。検討連絡会議でも何回かやりましたけれども、小委員会の中でもやって、それでやっぱり代表枠よりも公募委員が少ないということも問題だろうし、多いということも、じゃ、その組織代表から比べてどうなんだろうかとということで大体32人に落ちついたというところだったと思うんです。

ということなんです、あとは、じゃ、公募委員の方々が大勢になった場合にどういうふうな数を絞っていくのかということの選考方法とか、それも何回も何回も議論して、それやっぱり論文がいいんじゃないかと、論文たっただれがそれを高いか低いかっていう話でチェックするんだとかいろんな議論の中で、男女比とか年齢比ということを基準としながら、あとは公開抽選でいこうというようなことでああいう形に落ちついたということだと思えます。ということなんです。

す。

喜治委員 ありがとうございます。

辻山座長 つけ加えておくと、いろんな役員をやられている地区協議会の役員とか町連の役員をやられている方と公募の方、区民、これ1対1じゃまずかろうというような議論は実はしていないんです。

つまり、単純にいえば、そういうプロの役職経験の方とずぶの素人だから、そっちのほうを多くしておかないとバランス悪いじゃないかというような議論は一度もしておりません。

ということで、単純に人数のことで議論したと思います。

そのほか何かございますか。どうぞ。

野尻委員 喜治委員のお話につけ足させていただきますと、32名が全員この会議に参加したいんです。本当に前向きな熱意のある方ばかりなんです。本当に6名しか出られないというところで、それをどのようにしたら少しでもほかの方が出てこられるかということで、6名以上にできないかとか、代理の人が出席できないかとか、そういう意見も大分出ましたけれども、結局この6名におさまりまして、この6名はよほど家族の不幸とか何かが、そういうことでもない限り絶対ここには参加すると、そういうことを約束で出てきておりますので。非常に厳しいものがあるんです。

辻山座長 それは大変ですね。そうですか。その皆さんがこの場に出て、審議を見守ったり、発言したりしたいという意欲を持っておられたということは肝に銘じておこうというふうに思います。

今からもう一度そこを、もとに戻してみんなで一緒にやろうよということになるかどうかというのは、ちょっと難しいだろうとは思いますが。これまでの積み重ねもあって、ということですので、ぜひ6名の皆さんには縦横無尽の働きを、御意見を言っていたりということをお願いしたいと思います。

そのほかございませんか。

根本委員 皆さん方とこちらと、小委員とで懇談やりませんかといった話は、それがやれているともうちょっとスムーズだったと思うんですけども、大体久保委員が一番そういうこと言っているんですけども、我々も区民代表だと、皆さん方も区民代表だから、12対6じゃないかということでは、6、6、6で、何か逆に権力を持っている12と6という感じということじゃないんだと、そういう話で、ぜひ、我々はとにかく区民なんです。全員区民だからね、区民じゃない人は選挙に出られない、区民って、住民じゃないと出られないということもあって、だから、そんな思いで、1回目だから相当緊張しているし、我々は随分議論して深めているみたいに見えますけれども、何回もやらないとうちはついていけなくなっちゃうんですね。

とにかく1つのことを議論するのに何回も何回も何回もやっているから、だから28回やっていますけれども、ほぼ多分皆さん方と同じぐらいの、条例の中身の議論みたいなことでいうと、その程度ぐらいしかまだ進んでいなくて、我々も急がなきゃ、急がなきゃといって、今やっているところなんです。だからそんなような思いで、ぜひ一緒になってつくっていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

久保委員 名前が出たので、皆さんから声が出ないけれども、何で区民委員が6なのかというのが腹の中にあると思うんですね。これについては随分議論しましたね、小委員会です。

複雑な問題のときは、原則でやるのが一番正しいんです。まず原則は、区民と行政と議会が三者でつくる自治基本条例が、その基本になるこの委員会は対等・平等でなきゃいけない。区民も6、行政も6、議会も6、そして議会、この違いは立場の違い、区民を代表する、それから行政を代表する、議会を代表する。皆さんの中には聞いています。行政と議会で12じゃないか、私たちも12でなければいけないという声は随分聞いていますけれども、僕は6であるべきだと。

なぜなら、能力・素質は全然同じ、変わらない。立場が違うだけ。そして議員は、右足は皆さんのほうに立場を持っています。左足は行政に持っています。僕らは半分半分でちょうど12対12でびたり、12じゃないか、9対9になるというふうに考えて、そういう原則でこういうふうになったことは事実です。いいですね、委員長。

根本委員 いや、そういう強い主張もあったり、いろんな議論があったんです。大体そういうことなんです。

久保委員 齊藤委員が言われたように、僕らは議員という特別なものじゃなくて、区民代表だということを知ってほしいんです。皆さんと同じ立場です。
以上です。

高野委員 私が経緯を説明したときに、2回エクステンション、エクステンションと言いましたね。そこです。だから、何で公募を、だれが決めたんだ、それからこの人数をだれが決めたんだ。それは議会と行政で決めることじゃないんじゃないのかという話から始まっているんです。

だから、そういうのがフェアじゃないと、だったらこっちは12人出さなきゃ勝てないぞとかという話があって、それをなだめるためにどれだけ時間があつたかという愚痴になりますが、そういう状況にあつたと。

だから、今またその話で蒸し返ししてくると、ちょっとまた感情的な部分が出てきますので、だからできたらちょっとさりとていきたいなというふうに本音思っております。

だから、今さらもう決められたことで、なったことに関してはもうやっとなんか納得して、またその話を蒸し返しということになると、我々今ここで話した話を返さなきゃいけないので、それもさっさと言いたいと思っておりますので、ひとつよろしくをお願いします。

辻山座長 はい、よくわかりました。そういうことですので、さっさといきましょう。その点については、大体いいかなというふうにしましょうかね。

そのほかの論点ございますか。よろしいですか。

じゃ、きょうのところは、私のほうから何か報告の中から論点を選び出して意見交換をというようにちょっと考えたのですが、ちょっと無理強いのかなという感じしますので、それは、そういう機運が出てくるし、どうせまた項目出して議論しなきゃいけないので、そのときにまたいたしましょう。

ということで、先ほど少し、2番目の議題、今後のこの会議の進め方ということについて御意見がまず出ました。できるだけ文章にして事前に目を通せるようなことをお互いに努力しようではないかというような提案がございました。

それはそうとして、手順をどうするかというようなことも含めて実は何も決まっていませんので、御意見があればそれぞれから出していただきたいと思うのですが。

久保委員 ここでみんなでそれを決めることは不可能だと思います、時間的に。少なくとも、座長とそれから副座長と、そして高野代表、この四者でそれを検討していただけるのが一番いいと思います。

辻山座長 進め方についてね。

久保委員 議会委員を代表して根本委員長、それからそちらのほうはどなたかわからないけれども、そしてそちら高野さんが代表しているのだから、それで3代表が調整する行司が辻山先生だとおっしゃったから、この四者でやっていただくのが一番効率的だと思います。いかがでしょうか。

根本委員 その副座長となっているのかな、ホームページだと私と猿橋さんが副座長になっているんだけど、高野さんも副座長ということでもいいんですか。

辻山座長 この構成からいうと当然そうなるべきだと……

根本委員 6人の中でそういう確認でいいんですよね。（「異議なし」「代表ですから」と呼ぶ者あり）

辻山座長 そうですね。じゃ、副座長会議でやるという……

根本委員 じゃ、とりあえず3人の副座長で1回議論して、それを座長と相談して次回までに案をつくって……いいですか。少し意見出してもらってもいいですけども。

辻山座長 つまり、そういうことになると、次回はそのことを決める会議を開くということになりますから、できればもう半歩ぐらい前へ出たい。

高野委員 前回、区民会議のときに基本構想を検討するときに、どうもテーブルが違っていたというか、区民会議の中でも、6のテーマでつけたときも、やり方が、例えば普通は体系的に物を考えてくるグループと、それから何考えたいという形でみんな出てきたものを、それを最終的に体系的におさめようと思ったことがあって、そうすると、最初から体系的にしゃべってきたところは、結構まとめがすすっと入るんですけども、そうでないところで話し合ってきたところ、意見集約したものを体系にどうやって埋めようかっていうところで、あっち行ったり、こっち行ったりということで、結構苦慮した部分がありまして、だから少しお互いの、三者の検討する何かルールではないんですけども、ステージが何かこう1つのものというのにはなり得ないと思うんですけども、それに近くなるような形でないと、例えば、我々は、牛山先生が来て少し整理していただいたり、そのやり方はこういうことでやっているということをやっています。

ただ、ほかの部分は、やはりこれから話すとか、あるいは部分的に話してきたことをある程度集約しながら話されているんですけども、私たちはまだそれをしていないので、そうすると、何かこう一つこういうやり方でやるということだけちょっと皆さんで話し合いをしていただいて、そうすると次の段階でその整合が、話し合いしやすいのではないかというふうに思っているんですけども、ちょっと難しいかなと……

辻山座長 ちょっと僕が理解できなかったんですけども、今この場で大体こんなイメージでやろうなという姿を出したらどうかということですか。

高野委員 要するに、どう言えばいいのかな、すみません、頭が悪いんでちょっと、ちゃんとしたあれができないんですけども、要するに同じステージに上がるために同じ情報を持ってこない、同じ精査できないから、だからそれだけをちょっとうまくやりたいですねということだったんです、端的に言うと。

だから、思い込みはみんなあるし、こういう区切られた何かの情報を同じようにすり合わせないと情報が見えてこない部分があるということなんです。

辻山座長 わかりました。それは三者それぞれがそういうことを心がけてこの場で議論する材料を用意したりするときには、そういうことをきっちりやっつけていこうということによろしいですね。

何もそういう意味ではですね、今ここで大体これであとは検討連絡会議のほうからスケジュールを説明してもらって、それで終わりかいと今思っているんですけども、それに……（「ちょっとよろしいですか」と呼ぶ者あり）どうぞ。

猿橋委員 先ほどの久保委員の御提案なんですけど、副座長と、高野委員を副座長にするという御提案なわけですね、それと座長含めて、そういう枠組みで区民検討会の皆さん方は受けられるんですか。それは確認していただいたほうが、大丈夫なんですか。

樋口委員 今おっしゃっているのは、この会議の進め方ですよ。という点でしたら、別にあれですよと私は思いますけれども。

猿橋委員 よろしいですか。誤解のないように私のほうで申し上げておきたいんですが、副座長と含めて事務的な進行の打ち合せをやりませう。そのときに、今までのやり方でいきますと、次回どういうふうな枠組みでやろうかとか、どういうふうな資料を出そうかということまである程度やるんです。それがこういうところの議題になって、今後の進展に深くかかわっていくわけですが、そういうふうな位置づけにしたときに、ある程度意見が、どちらにしても副座長のところで集約をできるのかできないのかというの非常に大きいんです。

私どもは行政ですから、当然方針が違ふということはありません。内部的に検討したものが1本で出てきます。議会の皆さんは議会の皆さんでいろんな意見がある中で副座長がまとめて出しているというふうに私はとらえているんです。そうなったときに、先ほど区民の方々が代表の話で一人おひとりいろんな思いで話されましたけれども、高野さんに集約した形で何か出てくるというふうに私どもはとらえていいわけですか。そこら辺のことが非常に大きいかな

と思うんですが。

野尻委員 まさに代表世話人として会を集約してくださっている立場でいらっしゃると思いますので、当然この会議では副座長として立っていただいて、私どもの区民検討会議のすべてを集約してくださることになりますと思います。

辻山座長 例えば、高野委員が区民検討会議の考えはこうですというふうに述べられて、そこで討論になりますね。討論になったときに、それ聞きながら、全部ほかの5人の方は高野委員が言ったとおりですというふうになるんですかということなんです。そこは一人ひとりが参加することになるでしょうという、それは例えば、根本副座長が議会の報告されても、どなたかが議論の過程で、いや、こういう考え方もあるじゃないかというような個人の意見を言うということはある得るといふふうに思うのです。そのところ。

野尻委員 議論の場合は……

辻山座長 一人ひとり。

野尻委員 ええ、そうでございますね。一人ひとりも背中に、先ほどのように、たくさんの方いらっしゃいますね。今の副座長という意味を私は理解いたしましたのは、今後の進め方などを座長の方とほかの方々4名で図ってくださる、進め方を検討してくださるという意味で私どもは託していると、そういうふうに私は理解したんですが。

辻山座長 その限りでは、一任ということでもいいということですね。議論になったときには、それぞれの意見は常に言う機会が保障されているという、それはよろしいですね、当然と私は思っているのですが。

斉藤委員 要するに、我々6人というのは、とりあえずこれからまたいろいろ6人で話し合わなくちゃいけないことたくさん出てくると思うんですけれども、そのほかに我々を代表として送り込んでくれたほかの人たちがいるわけです。その人たちともまた意見交換もしなくちゃいけないというもあるわけです。

ですから、その中である程度まとめられるところはまとめておいて、どうしてもほかの方たちがこれは折れないとか、折れるとかというようなところが出てくると思うんです。そのときはまたそのときで、我々はうまく集約しながら、その意見を、まとまった意見は高野さんのほうから言っていただくというような形で、ただいろんなこれからやりとりがあるわけですが、そのときはやはり各代表として6名出ていますので、それは言わせていただくという形が一番ベストだと思いますので、ぜひお願いしたいと、とりあえず高野さんに任せるといふのは、事務的なことはお任せしますよというのが野尻さんの意見ですよ、だと思いますので。

辻山座長 はい、了解いたしました。

いずれにしても区民委員の方は結構大変なんですよ。というのは、ここ6人、そうか、議会は後ろにまだ議員いっぱい……

根本委員 我々も大変なんです。

辻山座長 そうか、同じか。やっぱりそうですね、同じですね。そういう点でいうと、一種の行政のほうで系統立った組織があるので、だんだん上のほうに決済権が高まっていくみたいなのがあって楽でしょうけれども、そういう意味じゃ大変御苦労をおかけすると思います。特に論点が厳しくなってくると、一度戻って皆さんと相談させてくれというふうなこともあるかと思うんです。ということも考えますと、ちょっと、かといって、今その話題でスケジュールやると、スケジュールがあるからどんどん持ち帰りは少なくしてくださいねみたいになるからやめておきますけれども、それは仕方がないというか、会議の運営上皆さんにお諮りをして、一度区民検討会議でたいてみると、皆さんの御意向を伺ってみるといふようなことはあり得るといふことはよろしいですか。

それとも、もっとちゃんと代表権持ってこいというようなことになりませんか。

根本委員 いや、私、きょう、今ここの席まで高野さんが副座長というか、代表して発言すると思っていなかったものだから、最初に皆さんから自己紹介してもらうのは緊張するだろうと、井上さんからっていうんで、座長が僕に振ったわけですよ、おまえが最初にしゃべれよと。

だけれども、そこまでずっと代表世話人でいろいろ委任されているということだから、実は我々のほうもそうなんですよね。私が副座長とは、ほとんど情報交換とあと運営のことぐらいで、それ以上のことは多分検討連絡会議でも各自が発言していましたから、それで大体お互いに一致するようなところは、そこで、じゃ、いきましようという話が出て、その後それぞれのやっぱりテーマが挙がったやつもう一回今度戻って小委員会で議論して、そこで大体結論というか、いいんじゃないのという話になれば、副座長のほうに、猿橋さんのほうにこういうことですよとやっているから、大体似たようなことだと思うんですよ。

恐らく我々3人でその議論するというのは、そういう一部みたいな話でしょう。行政のほうは、私らから見れば、何で野田企画政策課長しかしゃべらないんだと思うぐらいしゃべらないんですよ。自分の分野じゃないところはしゃべらないですから、だからちょっと我々とは違います。多分皆さん方と我々はフリーに話しするとなるでしょう。

高野委員 その時間かかった中でも、結局論客がここに出てこないとだめだという前提があったんですね、僕はね、その選ぶ前に。そうすると、論客は要らないという話をして、我々の、区民の代表として行くのだから、余り意見は言えないんだという話で、実は話しています。

それじゃ、何かのときに話ができないじゃないかと、だったらそういう多少の権限を与えないと何しに行っているかわからないじゃないかという部分の話し合いもありました。

それで、最終的には極力結論を出せと言われたときの話としては、その場で相談してやることもできないだろうけれども、一人ひとりが意見出しながらそれに答えていかなきゃいけないよねというところまで一応区民のほうから御了解をいただいているという状況があると。

ただし、あくまでも前提は、自分たちの意見の代表で、要するに発言しに来ているということは忘れないでねというのが区民のほうの考えであるということだけ、すみません、お伝えしておきます。

辻山座長 はいはい、わかります。

そのような心がけとかも含めて、今、きょう初めて見えているわけですから、おっしゃりたいことはちょっとおいていただいて、皆さんも、行政の方も。

久保委員 副座長会議をやられると思うんですが、それまでには確実に3団体の進行状況を具体的に文書にしたものを必ず副座長会議には資料としてそのもとで検討しなかったら、僕は無理だろうと思うんです。

例えば、僕ら根本委員長に副座長としていろんなこと委託していますよ、進行状況を決めるに当たってはね。それには、皆さんのことも知らないと何も言えません。僕3回ぐらい見ている、特にすごいキーワードのところは見ていますから、あのキーワードが何なのか、そして取り上げた十数項目、なじんだ十数項目、残した項目が何なのかというのを具体的に知りたいんですよ。

うちがもう相当、区民は何だとかいろんなことやっていることも皆さん知りたいと思うんですよ。その上に立って、副座長会議で、それじゃ、どういうふうに進めていくかという、だから絶対に進行状況を文書化してほしいことと、それは副座長会議には必ず間に合わせるということをぜひお諮りいただきたいと思います。

辻山座長 それはいかがですか。

高野委員 それは開催後であれば、あとは事務局の問題もありますから、それは可能ですね。

辻山座長 じゃ、そういうことで、議会のほうも文書というか、書類にすることは可能ということですよ。きょうの御発言された内容程度でいいわけですか。それとももっと背景にある、例えば区民検討会議のほうではキーワードの一覧というようなものがあるわけですね。

高野委員 こういう形で、今キーワードを4つに分けていますので、これを今一つの形に、月曜日までに努力してなればいいんですが、それに持っていこうということで、一応今、久保委員が言われたように、キーワードも全部入っていて、これになじまないものは一応全部こちら側に今入れましたので、だから一応この表というのを見ていただければ大体、いまだになじまないのが

幾つかあるんですけども、これはどうしようかというところはまた……。

辻山座長 なるほど。

高野委員 こういう資料は結構区分自体もわかりやすく表記しておりますので、ごらんいただければなるほどということでおわかりいただけるというふうに考えています。

辻山座長 なるほど。

そういうことも含めてその副座長会議なりの調整のときには、そういうキーワードから入っていくのか、それとも条例の全体構成から入っていくのかというような入り口についてもちょっと議論していただいて、それも、双方整理しないで入っていくともうぐちゃぐちゃになってしまいますので、そこら辺もちょっと検討していただければありがたいなというふうに思っています。

井上委員 今のお話の流れですと、高野委員が副座長のお一人になるということだと思っておりますけれども、区民検討会議でとても言葉一つの使い方にしても慎重にやってきていまして、例えば運営会の名称を考えると、運営会は会の進行の仕方だとか、事務的なことをやる会であって、代表ではないということから、例えば代表委員会などという名称は使わなかったという経緯がございまして、やはり副座長というふうな名称を高野委員になるのであれば、区民検討会議に一度持ち帰って、その点に関して、呼び方については持ち帰って確認したほうがいいんじゃないかなというふうに今心配しているんですけども。

辻山座長 なるほど。私たちはその会議の中での位置づけというふうに考えていて、単純に取りまとめられておられるから副座長だよなと思ったんですが、持ち帰ったときに説明を求められたり、異論があったりする可能性はあるということですね。それはペンディングにというか、しておいて、皆さんのほうのルールでお諮りするなり、報告で済むのならそれでもよろしいですというふうにお任せしたいと思います。

斉藤委員 高野委員の場合、要するに副座長という名前は別になくてもいいと思うんですよ。要するに事務的なことですから、我々の代表であるという形で進め方について事務的なことをやっていただくというふうな形で、だから名前は別に、肩書は要らないんだよね、だと思います。

辻山座長 いいアイデアですね、それ。三者で調整するというだけのことですから。

久保委員 言い出しっぱだから言いますけれども、僕は井上さんが言われたことを心配しているから、僕は副座長2人と座長と、そして代表の高野さん、副座長と絶対言っていないんです。それはここで言ったら、やはり抵抗は必ず区民組織に出ますよ。だから斉藤さん言われたように、とりあえずは副座長と代表する高野さん3人で相談して座長の行司のもとでやってくださいと、そういうことでしたね。

あざみ委員 ただ、そうすると逆に副座長というのがそれぞれ議会と行政にはいるのに、こっちにはいないのはなぜだという質問もあの32人の中では出そうな感じ、私も傍聴しているので、ちょっとそんな雰囲気を感じるので、だから……

久保委員 それは出てきたら決めればいいんだ。

あざみ委員 だから、副座長というのは、二者でやっているときのあれであって、そちらで副座長というのが嫌であれば、副座長制度をなくせば私はいいような気もするんですね。わざわざそんなふうな、いろんな肩書があり過ぎるんですよ。小委員会委員長とか特別委員会委員長とか、根本さんはいっぱいあり過ぎるので、余り肩書つくりたくないほうがいいかなというのはちょっと思いました。

猿橋委員 実は、今のあざみ委員の話に関係するのかもしれませんが、私どもの行政の立場の副座長という位置づけと、議会の側の副座長という位置づけは若干というかかなり違うニュアンスがあるんですね。

というのは、私はあくまでも専門部会の部会長を仰せつかっていますが、行政の場合、そこで

まとめた意見が個別に各課長から出てくるということはあり得ないですよ、基本的には。ですから私が代表する立場として物を言う、行政の立場として物を言うという立場になります、あくまでも。

その私の立場が副座長という形になると、それは大きくいえば、イコールそれが行政の見解になれるという話になってしまうんです。ですから、いわゆる事務的な連絡ということだけであれば、何も副座長という肩書で臨む必要はなくて、行政の中の事務のまとめ役として、例えば野田に行ってもらってもいいし、藤牧に行ってもらっても構わないんですが、そういう役回りで出させていただいたほうが、話はもっとフラットに進むかなという気がいたします。

辻山座長 なるほど。

根本委員 私が思ったのは、あざみ委員と同じで、副座長というのを我々がつけて、ああいう位置づけじゃないんですよ、行政側の副座長と私は。私は調整役みたいな話で、それでただ、ホームページか何かに載るわけでしょう。そうすると、私のところと猿橋さんのところだけ副座長になっていて、区民代表委員のところは代表じゃ、ちょっと何だっという話になっちゃう。

だから、だったら副座長というのを全部取っ払って、一応調整役として、もし猿橋さんがだれか行政側で出してくるといふなら、それはそれで結構なことだけれども、ということのほうがいいんじゃないですか。

久保委員 副座長って決まってやっているわけですよ。だから、副座長と区民検討組織の代表で高野さんがやって、それを皆さんが必ず区民検討組織におおすはずですよ。そのときに必ず区民検討組織の中から何で三者一緒なのに、議会と行政だけが副座長なんだという声が出るんですよ。そのときに決めればいいんですよ。皆さんの声で副座長に決めればいいんですよ。今さら副座長なくすというのをおかしいよ。

多分そういうふうに出る。それで、副座長なんていう形式張った肩書なんかみたいなことはやめてくれというならともかく、僕は一生懸命やってきたら、そういう形に流れてきたんなら、うちも副座長にしようじゃないって必ず出るはずで、そのときに決めればいいんじゃないですか。

あざみ委員 でも、本当にそちらの議論を私も見ていますけれども、やらなくていい議論だったらやらないで済むほうがいいんじゃないかと思うんですよ。ある意味その程度の話でしょう。

樋口委員 私はちょっと、ごめんなさい、井上さんと感覚が違って、それこそ三者のあれで成り立つこの会であって、それでそれぞれ1人が副座長というのは何をする人なのかということが一つあって、今のお話ですと、その立場も含めながら運営をしていくということであるならば、私は副座長として代表の高野さんがなったということで、あの会がそんなにそこでもめますかね。私よくわからない。

野尻委員 そこではもめません。この会議での進行上の役職ですから、そういう役職についたということ、代表であるからイコールですよ。それをそのようになりましたと報告はしますよね。それで終わりだと思います。井上委員の御心配はわかりますけれども、大丈夫です。

久保委員 樋口委員と野尻委員がその報告をしたときに言ってくださればいいんですよ。それじゃ、副座長にしましょうよ、対等・平等なんですからって言ってくださればいいんです。

樋口委員 ですから、それは6人の責任で、私たちの区民検討会議で報告という形で皆さんに御了承いただくということでしたしませんか。ということで私はよろしいと思いますけれども、じゃない、違う……

斉藤委員 何回かというか、前回、前々回の全体会に出たときに、要するに全体会というのは一番力があるところです。運営会というのは、ただ事務的な運びだけをやるという形なんです。何しろ全体会があると。ですからその全体会の中で、何も問題出てこなければいいんですけども、井上さんが心配しているのは、やっぱり名前がつくと権力を持つんじゃないかとか、いろいろ考える人がいるわけです。

ですから、あえて代表のままでいて、それで全体会で、久保委員が言われたように、やっぱりこっちだっ副座長という名前が欲しいよという意見が多ければ、そこであえてつけさせてもら

うという形でいいんじゃないかと思うんです。

我々が勝手に決めちゃうと、また何か出てくるような感じがかなりします。別に怖くはないんですけども、あえて無理してそこで何か問題を起こそうというのは我々は好みませんので。

野田委員 ちょっと確認だけしておきたいんですが、新宿区基本条例の制定に向けた基本方針及び検討体制等に関する協議書というのがあります。これは改正すればいいんですけども、その位置づけに、現在座長及び副座長と位置づけが書かれております。

座長は検討連絡会議を代表し会議を総理すると、そして副座長は座長を補佐し、座長に事故があるときは、第1位は区議会議員である副座長、第2位は区職員である副座長の順位でその職務を代理するというふうな位置づけで、これはもし区民の方から副座長ということになれば、その改正すればいいだけの話なんですけど、ただここで座長を補佐するという役目がありますので、その辺のところはちょっと含んでおいていただきたいなというふうに思っております。

辻山座長 幸いにまだ一度も二日酔いでこけたりしておりませんので、補佐してもらっていませんけれども、それは、今齊藤委員が言われたような扱いで私は基本的にお任せしていいというふうに思います。

その場合に、やっぱり議論するとおもしろいなと思いましたがけれども、そこには座長を必ず置かなきゃいけないということにはなっているわけね。なっているんだけど、検討会議の中で、議論が紛糾したら、それだったらもう副座長は一切なくしてしまって、高野委員も区民検討会議の代表という役割みたいなことをお願いしようというようなことでおさめるぐらいのフリーハンドを持っていいんじゃないかと私は思いますけれども、それはそちらの判断に任せる。

齊藤委員 いろんな会議に出ているんですけども、物事何でもそうなんですけれども、名前、肩書をすごく嫌がる人もいるし、肩書を持つから反対にいらまれちゃう人というのがあると思うんです。

この会議は、先ほど出ましたように、副座長は座長を補佐しなくちゃいけないという、もうそういうふうに分けられているのであれば、それは、反対に我々はっきりとこの会議はこうなんですよというふうに分けていくような、6人がしっかり固まってやっていけばどうにかできないことはないと思う。

ただ、それを最初からあえて言うのではなくて、出てきたときにしっかりそれを言う。もし出てこないときには、我々のほうから意見を発して、実はこういうことなんですけれどもよろしいですねという意見を我々のほう6人でしっかり固まって言っていけばいいんじゃないかと思うんですけども、ただ問題は、今6人がばらばらなことまだ言っていますので、ちょっとその辺を後で統一しなくちゃいけないなと思っているんですけども。

樋口委員 今おっしゃられたそれ要綱なんですか、何なんですか（「協議書っていう」と呼ぶ者あり）協議書ですか。それはいただいていたか、私たち最初のときに。（「もらっている」と呼ぶ者あり）もらっていますか。それは大変失礼いたしました。すみませんでした。

あざみ委員 今のその協議書は、区長と議長の協議書ですか。（「そうですね」と呼ぶ者あり）ですよ。そうすると、区民の皆さんが入ってきた時点で、その協議書自体の見直しも、そういう意味では必要なですよ。

野田委員 それは必要です。

あざみ委員 そうですよ。いずれにしても必要ですよ。

野田委員 これは協議書があるので、ここにうたわれている座長と副座長についてはこうですよというお話をしたままで、最初に申し上げたようにこの改正も視野に入れてということはあるかと。

あざみ委員 そうすると、その協議書の見直しも含めてどこでやるかということありますけれども。

辻山座長 そうですね。それは、先ほどの三者連絡会議で見直しをやるということによろしいで

すか。そこしかちょっと見つからないような気がするんだけども。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

辻山座長 じゃ、そこもあわせて見直すということにいたしましょう。

そのほか何か、念のために申し上げておきますと、次回以降の進め方については、三者が一たん、三者の代表が集まって協議をすると、そのことについては次回了承をいただきますけれども、できれば次回もう少し議論ができるような体制がいいなという気はしていますけれども、それも三者の中で調整を図っていただくと、とりわけその中でもこれまでの経過についての資料を共有したいということがございましたので、それぞれお願いをするということにいたします。

それでは……

根本委員 そんなものでいいんですか。次回議論のテーマなんですけれども、私も、例えば区民検討会議の皆さんで新宿らしさって何だろう、あれは新宿らしい自治基本条例という意味じゃないんですか。我々もその新宿らしい自治ってということで随分議論してきたから、その1つぐらいお互いに1回みんなで議論たたき合わせて、前文だ、総則だ、区民だって個別なやつはまだまだ1回整理する必要があるけれども、何かそういう大きな話ぐらいはやれないかなというふうには思っていたんです。

辻山座長 確かにね、次回これ進み方だけの事務の会議じゃもったいないですからね、確かに。

喜治委員 私も同じように思っているんですけれども、この間からすったもんだをしてやっと6人が来まして、何聞いてきたんだって言われたときに、帰って何か話すことがないなというのが今の私の印象なんです。それで、行政は行政、区議会は区議会で統一な見解がまだ出ていないから、余り余計なことを言うとひとり歩きして言いにくいだろうとは思ってますけれども、でも根本委員から先ほどなぜ自治基本条例なのかというところで随分もめたと、どういうふうにもめて、どんな話があって、どんな方向になりつつあるのかなぐらいちょっと私は伺いたいなと思いましたが、それから行政のほうでは、住民自治をより確かなものにすると、意味が、具体的にこれどういう意味なのかというの、確かによくありがちなフレーズなんだけれども、この中身は何を言われているのかなというのがちょっとわからないし、地区協議会に代表性を持たせるかどうかという議論を始めた、どんな議論を始めたのかなぐらい、もしこの場でお話がちょっとでもいただけるのであれば、何かこんな議論しているらしいぐらい、私の認識は、これはもう32名の代表でここへ来て、言ったことを全部ちゃんと聞いてこいと、全部知らせると、こういうふう言われて来ているものですから、きょう帰った後どういう話をするのかなとふと考えると、もうちょっと何かいろいろお互いの話を、我々のことで今のような御質問があればまた答えなくちゃいけないんでしょうし、そういう時間があと何分があるのであればぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。もう時間がありませんか。

辻山座長 その準備はありますか。

久保委員 喜治委員おっしゃるとおりなんですけれども、水かけるようなことを言いますね。実は、例えばということで、専門部会のほうは3つの論点って、地域分権、つまり地区協議会と住民投票の位置づけ、区民の定義づけを3論点にしたと、その具体的なことを全部聞きたいんですよ、その一部だけ取り出すんじゃなくて、僕は。だから文書で出してほしいって、早くと言っているの。ここで一部だけ言われたら、その報告したときに受けたほうは誤解しますよ。だから、どうせなら、やっていただくなら、3つ全部言ってもらいたい、僕は。僕らも聞いていないんですよ。喜治委員と同じなんです。議会と行政、ツーカーだと思ったら間違いで、同じ庁舎にいるけれども、聞いていないんです。それを知りたいんですよ、本当に、一緒なんですよ。1つだけ聞くというのはどうかなと思うんだけども。

喜治委員 それはよく理解できます。

辻山座長 いずれにしてもイメージとしては、例えばきょうは行政側のこれまでの検討を踏まえてこういう議論してきて、ここが今論点、意見分かれているというような御報告を受けて、それについてそれぞれ、いや、それはこっちでしょうか、ああでしょうかかというふうに行くと。三者が一斉に出してやり出すと、これ收拾つきませんので、順番にやりながら論点を絞っ

ていくというようなことになると思うんです。

その場合に、今段取りがついたところからということになると思うんです。もちろん会議の力学上先に言ったほうが損だとか、得だというのはあると思うんです、当然たたき台にされちゃうわけだから。であるんだけど、いずれにしても三者がそれぞれ出し合って、たたき合わなきゃしょうがないということですので、私も、きょうはでもちょっと時間的にはきついぞという気はします。ただ次回にはそういうのをやるよというイメージが出てきただけでも相当前へ進んだとは思ってしまして、発言に感謝してはいますけれども、それはどうなんですか。

根本委員 実は、高野委員がメモは出せますよっていつに既に出していたでしょう。私らもきょうに向けて二、三枚の、例えばこれさっき発言しなかったんですけど、条例全般のイメージだとかいうことで、子どもや外国人にもわかり、区民主権自治の実現に比重を置いたものとしようとか、それからそういうような幾つか、まちづくり条例なのか自治の条例なのかという、やっぱり自治の基本理念を示すようなものにしようとか、そういう幾つか合意してきたのはあるんです。

だから、そういうみたいなやつを三者の調整会議で1回出して、それを次回はお互いにぼんと出し合って、少し全般的な議論、これ全部というのは、かなり議論したやつだから、そこで全部一遍にやっちゃいましょうっていったら、1年分1回で終わっちゃうからそれできないと思うんですけれども、そのさわりぐらいの質問ぐらいはもうやりましょうというぐらいでいかがですか。

辻山座長 そうですね。ただ、ぜひ気をつけていかなきゃいけないのは、スケジュールのことで、今度は議会委員のほうからこういうのが出てきますよというテーマぐらいは早目に明らかになっていて、それできれば検討会議で、今度こんなことが議論されるんですというのでやりとりする必要があるんだろうなと思うんです。

高野委員 先生の御指摘のとおり、一応その意見でも、この場で今資料もらって、この場で発言するということは絶対にできないんです。だから必ず、提案なんですけれども、みんな事務局違っているんで、事務局の連携をまずしてもらって、それでその流れでくれば、書類って結構早く流れてくるんで、それちょっと提案したいことが1つと、それから、今のお話で、先に私が事務的に資料いただいて、1回みんなでもんで、それからここまでしか話ができなかったという経過報告ぐらいはできるかと思うんです。

ただし、この6人でのまとまりの意見ということとは求めないでください。

以上です。

斉藤委員 今根本委員が持っている書類ありますよね。それって、例えば我々のほうに見せていただくということとはできるんですか。

根本委員 できます。大体今まで合意したことのたまかなこと。

斉藤委員 そうですか。喜治委員心配しているのは、きょう我々6名来ていて、これからまた会議近々あるわけです。そのときに、事務的なこととかこういうあれじゃなくて、やっぱり何か話し合ったことの証拠みたいなのを多分、喜治委員は欲しいんだと思うんです、何か発表するものを。

例えば、根本委員が持っているその書類を（「コピーすれば」と呼ぶ者あり）していただければ大変ありがたいんですけども、今議会のほうではこんなようなどころまで進んでいますよというのを我々は反対に持ち帰って、発表させていただければというような感じはするんですけども。

根本委員 僕、野田委員が発言したときにここまで触れたほうが本当はよかったのかもしれないですね。多分きょうのところはそういう発言があったところ、概要の報告があったということぐらいで、これをこのままぼんと出しちゃうと、三者で1回やってからじゃないとちょっと早過ぎるかなと。だから私のところで言うと、子どもにわかる、外国人でもわかるような、わかりやすい条例にしようとか、理念条例として簡潔につくっていかうとかいうようなことを議会側は議論しているということぐらいの報告……

高野委員 話し合ってきたテーブルが違うから、それを一生懸命やろうという……、いいですか、

すみません。結局話し合いのテーブルが違うから、だから今議会では理念、行政のほうはきっちりこういうことをやらなきゃいけないということが決まって、こっちはキーワードをまだごちょごちょ、あっちこっちだっやってる段階の、そのやっぱりテーブルがみんな違うので、それを議会から今いただいた理念書をもっても、こっちまだ理念の話なんかしていないんですね。そうなる困っちゃうんですね、どう進めたらいいかって。

だから、同じテーブルのその形でまずやっていただかないと、区民のほうはそんなに皆さんみたくてプロはいないから、だからたまに知っているのがいるんですけども、知ったかぶりがいるだけで、ただその部分だけ先に進まないんですよ、余り1人がわあわあ騒いでも。そういうことをさっき提案させていただいたのは、テーブルを近づけてくださいということなんです。

小松委員 私は喜治委員のいろいろ心配はないんじゃないかと思うんです。きょうのあるがままのことをきちっと御報告されたら、随分いい、副座長という一つの名称にしても随分とみんなで議論しましたし、このままをお伝えすればいいんじゃないかと思うんです。

私たちが初め小委員が集まったときも、初めは何だかわからなかったし、専門部会と私たちのこの二者のときも、一番初めは何だかわからなかったんです。きょうは初めて三者で集まったときですから、それにしても多分辻山座長にすれば随分と予想以上に進んだと思われると思うんですけども、どうなんでしょうか、座長。

辻山座長 いや、私も8時で締めるかなと思っていたときはどうしようかと、次回も心配だなと思っていましたけれども、やはりそれぞれの方皆さんがきっちり、よくわからないけれども、後で持ち帰ってだれか隣の人に聞いてみようと思わずに、全部言ってくれたということ、それに対して、これまで決まっていた副座長もやめちまえというような乱暴な話も含めて、やっぱり話し合いをしながら着地点を探していくという原点に戻ってきたなという感じはしてとてもいいと思います。

そういう意味では、確かに余り報告すること多くはないかもしれませんが、第1回目でちょっとジャブを出し合っただけだったというようなことにしていただいて、問題は、だから高野委員が言われているステージを近づけて設定していくという知恵ですね。これはそれぞれ三者で知恵を出し合っただけというふうに思いますが、私はすぐ妙案は浮かんでいないのです。もしタイムラグがあるのであれば、キーワードで今四苦八苦している、そのキーワードについてみんなでやろうかというふうな提案もあり得ます。あり得ますが、そうするとこっちで組み立ててきたものが1回瓦解するわけですよ。そこなんですよ。そんなことも含めて、今のところは副座長会議とかいっているけれども、三者で1回やってみてください。

だから、それもやってみて、どうもうまく議論がかみ合わないなと思えば、やり方をまた変えましょうというような取り組みにしたいなと思っていますが。

行司のついでにタイムキーパーもやっていますので、今後の進め方についての具体的に制定スケジュールについてちょっと確認しておこうということで、検討連絡会議事務局から説明をしてもらいたいと思います。

すみません、お願いします。

事務局 それでは、本日の配付資料2に基づきまして、自治基本条例の今後のスケジュールについて御説明させていただきます。

こちらのスケジュールですが、ことし7月を目途に区民検討会議は自治基本条例に盛り込むべき事項について区民検討案をまとめ検討連絡会議に提出するというスケジュールになっております。これは7月を予定しております。

そして、この検討連絡会議に三者が条例に盛り込むべき事項を持ち寄り、意見交換などをしながら基本条例骨子案をまとめるということになっております。現在この時期につきましては、10月ごろを予定しております。

また、その基本条例骨子案をもとに地域での懇談会、区民アンケートなどを実施、より多くの区民の意見を聞く機会を設けながら基本条例原案を作成いたします。

その原案をもとに、意見公募、パブリックコメントを実施して、区長は平成22年2月を目途に最終的な区の条例案を平成22年第1回区議会定例会に提出する予定となっております。

現行スケジュールにつきましては以上のとおりとなっております。

以上です。

辻山座長 これ見ると.....意見あるでしょうね、私もちょっと。

久保委員 本当に僕は3回ぐらい、2回半ぐらいかな、区民検討会議を傍聴させてもらったんだけど、例えば高野委員が、総じていえば終わってから……10回って言われたでしょう。10回しかやっていないんじゃないんだよね。10回しかできないんだよね。議会は28回もやったんじゃないかと、28回もできるんですよ。この差があって、僕見ていてかわいそうでしょうがなかった。時間がないで一生懸命重大な任務を背負って、区民からの代表して、自分たちは大事なものをやらなきゃいけないという思いで、見るのも忍びないほど。こんな状況で、こんな形でやれっていったら、区民検討会議、ことしの10月、そんなむちゃですよ、本当に。おれはそう思う。だってできないんですから、僕らは28回もできるんですよ、本当に。そのこと考えたら、これは一応案としてこういう方向でできればいいなという程度にしなかったらきついと思いますよ。

野田委員 この自治基本条例の制定に当たりましては、私どもも申し上げておりますけれども、自治のあり方の基本理念、基本原則、これをルールとして定めると、そういった条例の趣旨からやはり十分な議論を尽くすことが必要だというふうに考えております。

したがって、この条例の制定時期につきましても、今まで区の広報とか流してきたところをきょうは説明をさせていただいたということで、今後区民検討会議あるいはこの超党検討連絡会議、ここでの議論を十分踏まえながら柔軟に判断していく必要があるかと。

どこかできちっとスケジュールについて議論をする時間をもちたいと、そういうことできょうは今までのスケジュールについてどうでしょうかというところで御説明をさせていただいたと、そういう位置づけです。

辻山座長 この図が正確かどうかというのは、区民検討連絡会議というのは10月ごろから検討始めることになっているんだけど、僕ら2月なのにやっている、前倒しになっていると理解していいわけですか。

事務局 すみません、こちらのほう、別紙2のスケジュールについてなんですが、下の丸枠のことを今座長が申し上げられていると思うんですけども、これはそのつくるものがだれかということの下丸を囲んであるわけであって、10月からスタートしたということではなくて、検討連絡会議が10月に基本条例骨子案をまとめますという意味での下の丸です。

辻山座長 なるほど、はい、わかりました。よろしいですか。

山田委員 これだけ見ると非常に誤解されるんですが、私は今まで何回かこれは質問してきましたから、この趣旨はわかるんですけども、例えば7月に区民検討案を検討連絡会議に提出するということになっていますね。例えば区民検討案というのは、区民会議の皆さんが検討する案だというふうに思うんですが、我々も項目については整理をして一定の見解を出すわけですよ。それから行政も当然出すということになれば、正確を期すということだったら、ここは区民検討案だけじゃなくて、三者の検討案にしてもらわなきゃ、それは今までさんざん言ってきたから、私はわかっていますけれども、これだけ出ると誤解されますから。

樋口委員 そうしますと、7月までに三者がそれぞれ検討案を持ち寄って、そしてここで議論して10月にここで基本条例骨子案にすると、そういうことなんですか。いいんですね。

事務局 失礼いたしました。こちらの7月の区民検討会議の提出時期につきましては、これ表題が区民検討会議に関する資料ということで出しておりますので、区民検討会議案をまとめて7月に提出するということになっております。

したがって、この7月の提出時期というのは、議会、行政それぞれが検討連絡会議に盛り込むべき事項について提出するという趣旨でございます。

以上です。

根本委員 これはこれでいいんですけども、既に次回から三者のをもち寄りながらここで議論をしていきたいと思いますという話を今していたわけだから、だからそういう流れの中で、7月ぐらいいまにはおおよそのあらかの案みたいな、素案みたいなものがこの中で浮かび上がってくるぐらいいい、という理解にしておかないと、我々は我々で7月にコンクリートしたやつで、みんなでコンクリートしたやつだけ持ってきたら、固まっちゃったらどうにもならないわけだからという

ことでしょう。ということなんだよね。お互いにそう思って、急いでいろいろ議論して。

樋口委員 そのためにきょうからこのテーブルができたということですよ。

根本委員 そういうことですね。

辻山座長 ただ、実際は大変難しいんです。つまりここで話し合われたことがそれぞれ区民検討会議なり議会の会議に何らかの形で影響を及ぼすということがあり得ますし、なければ議論している意味もないということで、その間合いが非常にとりにくいというふうな事態が発生する可能性はあります。

ですから、先ほども申し上げたように、ここに参加されている委員個人としてはどんどんと意見を言っていただくけれども、ここで落とそうかというようなときにはやっぱりちょっと検討させてくれというようなことは留保されていいというふうに思っていますので、そう意味では、この2月から7月までというの、大切な時期なんだけれども、運営は難しいなというふうに実は考えているところがございます。

そのほかありますか。

久保委員 今の資料2ですけれども、民主主義の基本はわかるんです、3カ月間、11、12、1と2月の末だとしたら、とにかく3カ月以上をパブリックコメントという最後の最後の全区民に御判断いただくというところに3カ月以上とるとというのは、民主主義の基本としてはわかる。でも、やっている、特に区民検討組織だったら、少なくとも7を8、10を11ぐらいにして、それでパブリックコメントは2カ月でやっちゃうというふうにしないと、意味が出てこないんじゃないだろうかという気がするんですけども、それは行政側はどういうふうに考えていますか。

事務局 基本条例原案をもとにパブリックコメントのところにつきましては、上部に月を振っておりません。したがって、これは10月ということではなくて、10月以降のいずれかということで、月を限定しているわけではございませんのでよろしくお願いいたします。

辻山座長 パブリックコメントは何か、要綱とか何か持っているんですか、新宿区は。持っている、期間はどれぐらいという、1カ月とか、1カ月間で意見を求めるということで、結局スケジュールでいえばそれに間に合うように1カ月前にやるという、時期を選ぶということになりますね。

ほかに何かございますか。

斉藤委員 確認です。これはあくまでも案ですね。はい、わかりました。

以上です。

辻山座長 それでは、私の時計ではちょうど9時を指しておりますが、傍聴の方、カワムラさん、何か御意見などございましたら。

傍聴 私.....いただいて、大体内容というか雰囲気はのみ込めました。多分私の理解なんですが、議会のほうは、要するに理念を中心にお考えになり、それから行政のほうは普通の仕組みですね、実施の方策というか、方策を中心にお考えに 我々区民のほうは、要するにパブリックコメントといいますか、公共のニーズを中心にキーワードを出していますということで、多分これからぶつかり合う それぞれの項目がほとんど同じ というふうに感じました。

辻山座長 ありがとうございます。

それでは、ないようでしたらこれで第12回、フルメンバーでの第1回の検討連絡会議を終わりにいたします。事務局、何かあるの、日程か、次回日程ね。

事務局 日程のほうすみませんが御確認ください。

辻山座長 何か聞くところによると、議会が入るんですって。そうか、3月は予算特別委員会が入っていますよという情報がありますので、日程調整が大変困難だということがメモで入っています。ということですので、4月の2週目以降というところに何とか設定できないかというこ

とでお諮りをしたいと思います。

皆さん、手帳お持ちですね。4月8日水曜日、9日木曜日、13日、14日、これいかがでしょうか。ここは困るといえるのであれば、あるいはここは最適だといえるのであれば。

あざみ委員 議会が3月あるから4月という、そんなに間があいてもよろしいのでしょうか。その議会、夜までかかるっていうのはそんなに、かかるときもあるんですけども。

久保委員 本会議の代表質問があるときだけですよ。

あざみ委員 あと予算特別委員会で数日、二、三日あると、数えればその程度なので。

辻山座長 ということは、3月中に.....

あざみ委員 そんなに気を使っていたかなくても私はいいかなと思うんですけども、これはどこからの声なのかなと思ったんですけども、事務局が.....事務局が忙しいの。

辻山座長 配慮されたということでしょう。もしそういうお申し出があるのであれば3月やりましょうかね。区民検討会議のほうの検討スケジュール(「わかっています」と呼ぶ者あり)そうですか。その間には、3月.....(「3月は9日と26日です」と呼ぶ者あり)なるほど、そうするとその間あたりに設定しても特に問題はないということですね。

根本委員 だから16、17、18の週は、予算特別委員会はないから夜は大丈夫。

猿橋委員 すみません、行政側の都合で申しわけないんですが、私どもが、議会が終わっても仕事の関係が、この辺年度末というのは非常に大変なんですよ、実は。それがあってちょっと私のほうの対応が非常に十分にとりにくいというのがあるんです。

辻山座長 なるほど。ということは、3月中は避けたほうがありがたいと。

猿橋委員 私どものほうの体制がとれないんですよ、人事異動等もありますし。

辻山座長 わかりました。

根本委員 早く言ってくればいい。

辻山座長 それでは先ほどのところに戻りましょう。8日とかいかがですか。

根本委員 8日ですか、はい。

辻山座長 大丈夫ですか。

根本委員 はい。

- -

辻山座長 そうですね。バッティングしないように設定していただけるとありがたい。大丈夫ですかね。それからもう1カ月ぐらい決めておいてもらいたいということ、決めておいたほうが私のほうも助かるんですけども、5月18日の週でいかがかな。18、19、20、21(「20日ぐらい」と呼ぶ者あり)20日ぐらいやりますか。

根本委員 水曜日比較的ノー残業デーで、臨時議会は大丈夫。

あざみ委員

辻山座長 そうか。

根本委員 夜は大丈夫。

あざみ委員 夜は、幹事長会が、進行ぐあいによりますね。

辻山座長 20日にしますか。水曜の夜になるな。僕水曜日午後いっぱい授業やって、その後来ますので、ちょっと気が荒いかもしれません、くたびれていて。

根本委員 逆にあいているからいいんじゃないの。

辻山座長 マナー違反になっちゃうんじゃないの。マナー違反にならないの。大丈夫。

藤牧委員 ノー残業デーとかありますけれども、全員が全員ですね、5時終わったらぴたっと帰るなんて、こんなことできませんので、その点ちょっと御容赦いただいて、それで構いませんので。

辻山座長 はい、わかりました。

それでは、一応4月8日の水曜日と5月は20日の水曜日ということで予定をさせていただきますので、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは終わりにいたします。どうも御苦勞様でした。お疲れさまでした。

散会 午後 9時07分